

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目次

- ◇規 則 製菓衛生師法施行細則
鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

規 則

製菓衛生師法施行細則をここに公布する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

製菓衛生師法施行細則

(この規則の趣旨)

第一条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」とい
う。）の施行については、製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三
百八十七号。以下「令」という。）及び製菓衛生師法施行規則（昭和四
十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほ
か、この規則の定めるところによる。

(免許の申請書)

第二条 令第一条の申請書は、様式第一号によるものとする。

(受験願書等)

第三条 法第四条の製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を受けよう
とする者は、様式第二号による受験願書に、次の各号に掲げる書類を添
えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 法第五条第一号若しくは第二号又は法附則第二項に該当することを
証する書類（菓子製造業に従事したことを証する書類は、様式第三号
によること。）

三 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身
像のもの）

(試験の公告)

第四条 知事は、試験を行なう場合には、その期日、場所その他試験の実
施に関し必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

(合格証書)

第五条 知事は、試験に合格した者に対し様式第四号による合格証書を交
付するものとする。

(製菓衛生師名簿)

第六条 法第七条第一項の製菓衛生師名簿は、様式第五号によるものとす
る。

(名簿の訂正及び免許証の書換え交付の申請書)

第七条 令第三条第二項及び第五条第二項の申請書は、様式第六号による
ものとする。

(登録の消除の申請書)

第八条 令第四条第一項の申請書は、様式第七号によるものとする。

(免許証の再交付の申請書)

第九条 令第六条第二項の申請書は、様式第八号によるものとする。

(書類の経由)

第十条 令、省令又はこの規則の規定による書類を知事に提出しようとする者は、県内に住所を有する者にあつては正副二通を住所を管轄する保健所の長を経由して提出するものとし、県外に住所を有する者にあつては一通を知事に直接提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

収入証紙
はりのつけ

製菓衛生師免許申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

氏 名 〇

下記のとおり製菓衛生師法施行令第1条の規定により、製菓衛生師の免許を申請します。

記

- 1 本 籍 所
- 2 住 所
- 3 氏 名
- 4 生年月日
- 5 製菓衛生師試験合格年月日及び番号
- 6 製菓衛生師免許の取消処分を受けたことの有無(取消処分を受けたことがあるときは、その理由及び取消年月日、旧免許都道府県知事名、年月日及び登録番号)

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 戸籍の抄本
 - (2) 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者であるか否かに関する医師の診断書
 - (3) 他の都道府県知事が行なう製菓衛生師試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類

様式第2号

収
入
証
紙
は
り
つ
け

製菓衛生師試験受験願書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本籍

住所 (番地及び○○方も記入すること。)

氏 名 ㊦

年 月 日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備
考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 履歴書
 - (2) 法第5条又は法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)
 - (3) 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)

様式第3号

菓子製造業従事証明書

1 従事者 本籍

住所

氏名

年 月 日生

2 従事した期間

年 月 日から 年 月 日まで 年 月間

3 菓子製造業に従事した施設の名称並びに所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号 (廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号)

4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏 名 ㊦

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第4号

第 号

合 格 証 書

本 籍

氏 名

年 月 日生

年 月 日実施した製菓衛生師試験に合格したことを証する。

年 月 日

鳥取県知事

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第5号

製菓衛生師名簿

登録番号	第 号	氏 名	ふりがな	性別
登録年月日	年 月 日		年 月	男 女 日生
本 籍	所			
住 所				
試験実施の都道府県名、試験合格の年月日及び登録番号				
免許取消都道府県知事名、年月日及びその理由、由又は取消の理由、由、都道府県知事名、年月日及びその理由				
名簿訂正年月日及びその理由				
免許証書換え交付年月日及びその理由				
免許証再交付年月日及びその理由				
備 考	受験資格	1 法第5条第1号該当	2 法第5条第2号該当	3 法附則第2項該当
		4 法附則第3項該当		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

様式第6号

欄 はりつけ
収入証紙

製菓衛生師名簿の訂正及び免許証の書換え交付申請書

鳥取県知事 殿 年 月 日

住 所 氏 名 ㊦

下記のとおり製菓衛生師名簿の登録事項及び製菓衛生師免許証の記載事項に変更をいたしましたので、製菓衛生師法施行令第3条第2項及び第5条第2項の規定により製菓衛生師名簿の訂正及び製菓衛生師免許証の書換え交付を申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更年月日
- 3 変更理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 免許証
 - (2) 申請の原因たる事実を証する書類

様式第7号

製菓衛生師名簿登録削除申請書

鳥取県知事 殿 年 月 日

申請者住所 氏 名 ㊦

下記のとおり製菓衛生師法施行令第4条第1項(第2項)の規定により製菓衛生師名簿の登録の削除を申請します。

記

- 1 登録の削除を受ける者
 - 本 籍
 - 住 所
 - 氏 名
- 2 登録番号及び登録年月日 年 月 日生
- 3 削除の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 2 次の書類を添付すること。
 - (1) 削除の理由が死亡又は失踪の場合は戸籍の抄本
 - (2) 免許証

様式第8号

収入証紙
はりつけ

製菓衛生師免許証再交付申請書

鳥取県知事

殿

年 月 日

本 籍 所

氏 名 日生
年 月 日

下記のとおり免許証を破り(よごし、又は失い)ましたので、製菓衛生師法施行令第6条第2項の規定により製菓衛生師免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号及び登録年月日

2 再交付申請の理由

備 考

1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 免許証(免許証を失なつた場合は始末書)を添付すること。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年十月三十一日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を次のように改める。

二 園芸作物かんれいしや利用栽培 資金 園芸作物の生育環境の改善 を目的とするかんれいしや利用栽培 を行なうために必要な資材の購入 に要する資金	耕地一〇アールにつき 七七、〇〇〇円	二年以内
--	-----------------------	------

別表第一の九の項を次のように改める。

九 上ぞく収穫技術改善資金 蚕の 自然上ぞくを行なうために必要な ぞく器又はこれにあわせて使用する 自動収穫機の購入に要する資金	改良自然上ぞく器一セット(蚕三年以内 種一箱分(二三組))につき 一一、一〇〇円 自動収穫機一台につき 三五、〇〇〇円	
---	---	--

別表第一の十七の項を次のように改める。

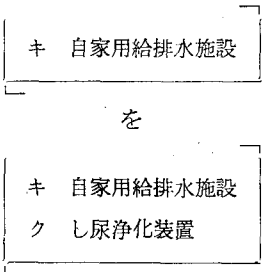
<p>十七 たばこ被覆栽培資金 たばこの早期栽培のための本畑被覆栽培に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>たばこの早期栽培を行なう耕地一〇アールにつき 畦^{けい}面被覆にあつては 七、六五〇円 トンネル被覆にあつては 一一、三四〇円</p>	<p>二年以内</p>
<p>十八 果樹防風技術導入資金 強風による果樹の被害を防止するための防風施設設置に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>防風がき三〇メートルにつき 一一、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>十九 牛乳品質改善技術導入資金 牛乳の品質改善技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セットにつき 八三、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>二十 放牧養豚技術導入資金 放牧養豚技術の導入に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セットにつき 一六三、五〇〇円</p>	<p>三年以内</p>
<p>二十一 食鶏育成技術改善資金 食鶏の育成技術改善に必要な資材の購入に要する資金</p>	<p>資材一セットにつき 四五四、〇〇〇円</p>	<p>三年以内</p>

別表第二の一の項中

<p>(イ) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)</p>	<p>三五、〇〇〇円 二年以内</p>
<p>(ロ) 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)</p>	<p>三五、〇〇〇円 二年以内</p>
<p>(ハ) 尿浄化装置</p>	<p>八五、〇〇〇円 三年以内</p>

改める。

第二号様式(2)の2中



に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

に を

告 示

鳥取県告示第六百七十号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十月三十一日から施行する。

昭和四十二年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一の表の二の項を次のように改める。

<p>二 園芸作物かんれいしや 利用栽培資金</p>	<p>合成樹脂かんれいしや 竹 材</p>	<p>五アール以上の野菜を栽培する農業者又はその組織する団体で次に掲げるもの</p> <p>一 野菜の育苗期に病虫害を防止する農業者又はその組織する団体</p> <p>二 野菜の生育期中の夏季高温期に遮光をする農業者又はその組織する団体</p>	<p>耕地一〇アールにつき 七七、〇〇〇円</p> <p>合成樹脂かんれいしや 七〇、〇〇〇円</p> <p>竹 材 七、〇〇〇円</p>	<p>五 月</p>	<p>六 月</p>
--------------------------------	---------------------------	--	---	------------	------------

第一の表の九の項を次のように改める。

九 金 上ぞく収繭技術改善資	改良自然上ぞく器 自動収繭器	農業者等	改良自然上ぞく器一セット (一箱分(二組))につ き 二二、一〇〇円 自動収繭器一台につき 三五、〇〇〇円	五月 又は 六月
			八月 又は 九月	

第一の表の十七の項を次のように改める。

十七 金 たばこ被覆栽培資金	ポリエチレンフィルム 支柱	農業者等	たばこの早期栽培を行なう 耕地一〇アールにつき畦 ^{けい} 面 被覆にあつては 七、六五〇円 ポリエチレンフィルム 支柱 四、九五〇円 トネル被覆にあつては 二、七〇〇円 ポリエチレンフィルム 支柱 五、九四〇円 五、四〇〇円	十一月 十二月
十八 金 果樹防風技術導入資	防風網 支柱 支柱ぐい	農業者等	防風がき三〇メートルにつ き 一一、〇〇〇円	六月 七月

<p>二十 放牧養豚技術導入資 金</p>	<p>十九 牛乳品質改善技術導 入資金</p>	
<p>自動給じ器 給水施設 コロニー舎 牧さく金網 牧さく支柱</p>	<p>ユニットクーラー 簡易牛乳冷却器 水そう</p>	<p>小ぐい 針金 クリップ</p>
<p>農業者等</p>	<p>農業者等</p>	
<p>資材一セットにつき 自動給じ器(三台) 一六三、五〇〇円 給水施設一〇、〇〇〇円 一八、〇〇〇円 コロニー舎(二六、四平方メートル) 一一〇、〇〇〇円 牧さく金網(二五〇平方メートル) 一〇、五〇〇円 牧さく支柱(五〇本) 五、〇〇〇円</p>	<p>資材一セットにつき ユニットクーラー 八三、〇〇〇円 簡易牛乳冷却器 六七、〇〇〇円 六、〇〇〇円 水そう 一〇、〇〇〇円</p>	<p>防風網 四、〇五〇円 支柱 二、二〇〇円 支柱ぐい 一、三二〇円 小ぐい 一、六〇〇円 針金 一、三〇八円 クリップ 五二二円</p>
<p>六月</p>	<p>六月</p>	
<p>七月</p>	<p>七月</p>	

第二の表の一の項中

<p>二十一 食鶏育成技術改善 資金</p>	<p>育すう器 金属製中すうケージ 金属製仕上げケージ</p>	<p>農業者等</p>	<p>資材一セットにつき 四五四、〇〇〇円 育すう器(七〇〇羽用) 一台 一三〇、〇〇〇円 金属製中すうケージ(六 〇羽用) 一二台 一四四、〇〇〇円 金属製仕上げケージ(四 〇羽用) 一八台 一八〇、〇〇〇円</p>	<p>六月</p>	<p>七月</p>
<p>自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するために必要な資材</p>	<p>自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するために必要な資材</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>六月</p>	<p>七月</p>
<p>自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するために必要な資材</p>	<p>自家用給排水施設(動力ポンプを除く。)を設置するために必要な資材</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>六月</p>	<p>七月</p>

を

に改める。